

## 野洲市民病院公金支出差止等請求事件訴訟に関する市の主張について

### 1. 訴訟に関する現在までの経緯

平成 30 年 12 月 7 日 原告らによる訴えの提起

平成 31 年 2 月 14 日 第 1 回口頭弁論期日

平成 31 年 3 月 26 日 第 2 回口頭弁論期日

### 2. 訴訟における現在までの市の主張の概要

第 2 回口頭弁論において、市は準備書面を提出した。同準備書面には、①実施設計契約における公金の差止めの請求と②基本設計契約に基づく公金支出に対する損害賠償の請求に対する市の主張を記載し、原告の主張に対する反論を行っている。なお、準備書面とは、当事者が口頭弁論で主張しようとする攻撃又は防御の方法等を記載した書面である（民事訴訟法第 161 条）。

具体的には、原告らの②の主張に対しては、住民監査請求は、公金の支出の日から 1 年を経過したときは、これを行うことができないところ（地方自治法第 242 条 2 項本文）、原告らの住民監査請求は、公金の支出から 1 年を経過しており、また、これについて「正当な理由」（地方自治法第 242 条 2 項ただし書）もないため、却下されるべきであることを主張している。

また、原告らの①の主張に対しては、判例を引用し、野洲市民病院整備事業は、専門家や市民の代表等によって組織された外部委員において、中核的医療機関の必要性や新病院の整備の可能性等の判断をしており、また、野洲市民や医師会も病院を必要としていることから、当該事業に関する市長の判断は合理的であると主張している。また、原告らは、実施設計契約に関し、特命随意契約とすることが認められないと主張しているが、これについても、判例を引用し、国土交通省により派遣された支援事業者の判断や基本設計契約と実施設計契約の一連、一体であることの必要性等を主張し、合理的な判断であると主張している。

### 3. 今後のスケジュール

平成 31 年 4 月 26 日 原告側準備書面提出期限（原告からの反論）

平成 31（2019）年 5 月 14 日午後 14 時 第 3 回口頭弁論期日